

別添) 登録会の事前準備について

1. 申請の流れ

1-1. CCUSの登録をはじめるとにあって

2. 必要書類データ

2-1. 添付書類 (JPGファイル) の準備 (事業者登録)

事業者登録関連-重要

2-2. インターネット申請の作業イメージ

2-3. 技能者証明写真 (CCUSカード用) について…参考

2-4. 技能者登録の証明書類について…参考

2-5. 登録会当日のメールアドレスについて

事業者登録関連-重要

2-6. 登録会当日の設備について

3. ガイダンス関係

3-1. インターネット申請に関する資料について①

3-2. インターネット申請に関する資料について②

まずは事業者登録から ※CCUSを利用するには元請・下請ともに事業者登録が必要
スムーズな登録のために**十分な事前準備**と**注意事項の確認**をお願いします！

- 登録の順番は、「**事業者登録→事業者ID取得→技能者登録**」の順をおすすめします。
技能者情報を登録する際に**所属事業者名と事業者IDの入力を求められます**ので、
まずは、**事業者登録をして事業者IDの取得**をお願いしております。
(登録の順序が逆になると、あとから変更登録が必要となり、二度手間が生じます。)
- 事業者登録をすることになったら、最初に、会社の中で**登録責任者（登録の実務担当者）**
を決めます。支払いに関するメールや事業者IDの通知メールは登録責任者あてに届きます。
IDやパスワードなどもメールで通知されますので、登録責任者の方は、**メールの受信**
ができるようにしておいてください。「**なかなかメールが届かない**」という場合には、
迷惑メールフォルダに届いているケースや業務で複数のメールアドレスを使用していて
別のメールアドレスで申請したことを忘れていたケースが増えています。登録の際に、
どのメールアドレスを使用したかメモしておくなど、ご注意ください。
- 事業者登録に必要な書類を準備し、紙の証明書等は複合機でスキャンしたり、
スマートフォンで写真を撮るなどして、事前に**JPEGデータへの変換**をお願いします。
お手数ですが、PDFデータのものも、JPEGデータへの変換が必要となります。

事前準備①申請内容を証明するための「事業者確認書類」を集める

- **事業者証明書類**：建設業許可がある場合は、「建設業許可通知書」もしくは「建設業許可証明書」の写し
建設業許可がない場合は、法人の場合→「事業税の確定申告書」または「納税通知書+履歴事項全部証明書」のいずれかの写し
 個人事業主の場合→「納税証明書」か「所得税の確定申告書」か「個人事業の開始届」のいずれかの写し
- **社会保険等の加入証明書類**：事業所の形態に応じて加入している社会保険の加入証明書類の写し
 - 健康保険（社保もしくは国保） □ 年金保険（厚生年金もしくは国民基礎年金） □ 雇用保険
 - 該当あれば→ □ 建退共 □ 中退共 □ 労災保険特別加入



←添付する「事業者確認書類」の見本は
[こちら](#)をクリックするとダウンロードできます。

審査で**必ず確認する個所**や、**個人情報にマスキングが必要な箇所**などを記載して便利！

【登録のコツ】
 集めた「事業者確認書類」の写しを登録会当日に持参しておく
 登録作業がスムーズにできます！

事前準備②「事業者確認書類」をJPEGデータ（JPGファイル）に変換してPCに保存

